外国人材支援センターからのお知らせ

秩序ある共生社会の実現に向けて

～ともに暮らし、ともに支え合うまちへ～

11 月は茨城県不法就労防止推進月間です

県では、令和８年７月に「外国人の不法就労活動の防止に関する条例」が施行され、毎年 11 月を「不法就労防止推進月間」と定めています。

人手不足が深刻化する中、地域産業を支える外国人材の確保が重要となる一方で、ルールを守らない不法就労に対しては厳格に対応する必要があります。

本市でも、市内で暮らし、働く外国人住民は年々増加し、特に製造業や建設業、介護の現場など、近年多くの外国人材が地域産業を支えています。

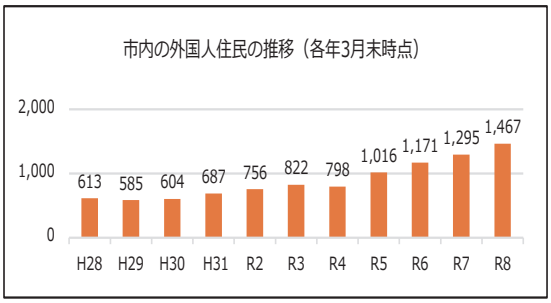
外国人の方が地域の大切な一員として能力を発揮するためには、事業者による「適正な雇用」と、市民の「多文化共生への理解」が不可欠です。秩序ある共生社会の実現に向けて、私たちができることを確認してみませんか。

〈外国人住民数〉
1,531人
（令和８年８月末現在）

〈国籍・地域数〉
40か国･地域
（令和８年８月末現在）

〈国籍トップ５〉
1　ベトナム
2　インドネシア
3　中国
4　フィリピン
5　ミャンマー

〈主な在留資格〉
特定技能、技能実習、永住者、技術・人文知識・国際業務　など



【事業者の皆さんへ】適正な雇用のためのポイント

出入国在留管理庁 HP➡

○在留カードを確認しましょう

採用時に在留カードを必ず確認し、自社で雇用できる外国人か確認しましょう。「適法に滞在しているか」「就労を認められているか」「どのような業務が認められているか」判断することができます。

チェックポイント

☑ 在留カードの偽造の有無とカードの有効性を確認する。
☑ 就労制限の有無を確認する。
☑ 在留資格の種類と期間を確認する。
☑ 資格外活動許可の有無を確認する（主にアルバイト）。





在留カード（見本）
（左）令和８年６月13日以前発行　（右）令和８年６月14日以降発行

○関係法令を遵守しましょう

・雇用契約期間、労働時間、業務内容、給料の仕組みや控除の理由などを、本人が理解できる方法であらかじめ丁寧に説明してください。また、雇用条件などについては、労働関係法令に違反することがないよう注意してください。
・パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどの不適正な行為がないか、適正な管理と確認を行ってください。
・異文化理解とお互いを尊重し、誤解が生じないようにしてください。
・雇入れや離職の際、ハローワークへの届出（外国人雇用状況届出）が義務づけられています。

不法就労は処罰の対象になります

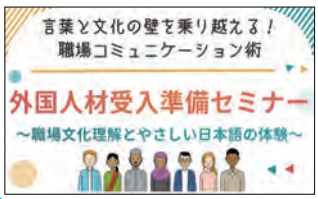
不法就労は法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象となります（不法就労助長罪（３年以下の拘禁刑･300 万円以下の罰金））。
※令和９年４月１日以降は、「５年以下の拘禁刑・500万円以下の罰金」に引き上げられます。

秩序ある共生社会の実現に向けた市の取り組み

外国人材雇用セミナー

事業者の皆さんが抱える外国人材の雇用に関する疑問や不安を解消するため、さまざまなテーマのセミナーを開催しています。

＜セミナー開催情報＞
11/27（金）午後２時～
外国人材受入準備セミナー
～職場文化理解とやさしい日本語の体験～



申し込みはこちら

日本語教室の開催

登録日本語教員による実践的なカリキュラムをもとに、日本語学習サポーターとして参加する地域住民と外国人が交流しながら、日常生活で使える日本語を学ぶことができる日本語教室です。



職員向け「やさしい日本語」研修の開催

「やさしい日本語」は、日本語が不慣れな方に配慮し、語彙や文法を簡単にした日本語のことです。

外国人を含めたすべての住民の皆さんに分かりやすく、安心して行政サービスを利用いただけるよう研修を行っています。



○各種相談・問い合わせ窓口

詳しくはこちら➡

外国人材の活用や定着、生活に関するご相談がありましたら、お気軽にお問い合わせください。
市外国人材支援センター（商工課内：内線 512）【受付】平日 午前８時45分～午後４時30分（土･日曜日、祝日、年末年始を除く）